資料３－２

（提言書イメージその２）

宇都宮市自治基本条例を考える会議
提言書（素案）

平成２０年２月

宇都宮市自治基本条例を考える会議

提言書検討委員会

はじめに

「宇都宮市自治基本条例を考える会議」は，学識経験者３名，関係団体代表者６名，上河内・河内自治会議から選出した市民４名，公募市民２３名，市議会議員６名，市執行機関職員６名の計４８名からなり，平成１８年６月２３日開催の第１回以降，計　　回の会議を開催し，宇都宮市に相応しい自治基本条例のあり方について議論を重ねてきました。

会議においてはワークショップ形式や分科会形式等を用い，委員全員が議論に参加し，活発な意見交換がなされました。

また，この会議の中の議論にとどまることなく，シンポジウムや市民との意見交換会を行い，多くの市民の方々から頂いた意見を反映しました。

この提言書は，多種多様な主体が協働することによってなされる，私たちに最も身近な自治がどのようなものであるべきかを話し合った成果です。

この提言書の内容が十分に反映された自治基本条例が制定されることで，市民主体のまちづくりが確立され，宇都宮市民の福祉がさらに増進されていくことを願います。

平成　　年　　月　　日
宇都宮市自治基本条例を考える会議
会長　藤本　信義

目　次

1　宇都宮市自治基本条例の必要性・意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2　基本的な考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3　宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容
第１　前文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第２　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) この条例の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第３　自治の理念と基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第１節　自治の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第２節　基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 自己決定，自己責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 個人の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 公共的活動の意思決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) 情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6) 人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7) 社会資源の利活用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第４　市民等の権利と責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 市民の権利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 市民の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 地域活動団体の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 非営利活動団体の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) 事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第５　議会の役割と責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 議会の役割と責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 議員の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第６　執行機関の役割と責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 執行機関の役割と責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 市長の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 職員の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第７　参画と協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 自助，互助，共助，公助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 地域主体のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 附属機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) 住民投票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第８　市政運営の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 総合的な市政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 市政運営の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 執行機関の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) 行政手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6) 条例の制定及び活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7) 法令の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(8) 国及び他の地方公共団体との連携及び協力・・・・・・・・・・・・・

４　おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

≪参考資料≫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
１　宇都宮市自治基本条例を考える会議委員名簿・・・・・・・・・・・・
２　検討の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

≪表記方法について≫

「３　宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容」については，自治基本条例が条例の形式になることを前提として,「前文」と条例の項目となる「総則」,「自治の理念と基本原則」などを大きな要素ごとに分類・整理した８つの部分で構成し，枠内にその内容をまとめました。

また,「自治基本条例を考える会議」としての基本的な考え方，補足説明等を【補足説明等】としてまとめてあります。

条例が制定された際には，この【補足説明等】が逐条解説等の内容に反映されることを期待します。

さらに，異なる立場の意見があった場合には,【附帯意見等】として記載しました。

1　宇都宮市自治基本条例の必要性・意義

本会議では，宇都宮市自治基本条例の必要性・意義を，以下のとおりまとめました。

ここに掲げられているとおり，自治基本条例の必要性・意義は，数多くの観点から説明できると考えられます。

＜ 目指すべき自治の姿の共有化 ＞
- 自治体運営の理念，基本原則の明確化
- まちづくりの方向性，ビジョンの明確化
- 自治の仕組みの構築

＜ 自立した自治運営の確立 ＞
- 自己決定，自己責任に基づく自立した自治運営の確立
- 市民自治の醸成
- 地域の特性を最大限に生かした，独自のまちづくり
- 透明性，公平性，応答性の向上

＜ 権利と責務の明確化 ＞
- 市民，議会，執行機関の権利と責務の明確化
- 多種多様な人々が一つの地域で暮らすための最低限のルールの共有

＜ 市民意識の高揚，改革 ＞
- 市民自ら主体的に考え，行動することの重要性の認識
- 企業もまちづくりに参加するという意識，社会貢献意識の高揚
- 市民の意識改革のきっかけ
- 条例制定過程における市民間の議論及び，その内容の周知による効果

＜ 市民参加・市民協働の推進 ＞
- 様々な市民参加の仕組みの制度化（条例化）
- 市民に汗をかいてもらう必要性の高まり
- 市民・団体と行政の関わり方の共有

＜　自治運営の仕組み等の位置付けの明確化　＞
- これまで培ってきた自治運営の仕組み等の条例への位置付け

２　基本的な考え方について

本会議では，自治基本条例の内容となるべき事項をまとめるにあたり，基本的な考え方を次のとおりとしました。

１　宇都宮市らしい自治を育むための条例とする。

(1) 宇都宮の特色を活かした自治を推進するために，市がこれまで培ってきた，各種の仕組み・取組を本条例に位置付け

(2) 今まで制度化・条例化されていない取組，制度等を本条例に位置付ける際には，必要性，実現可能性等について十分に検討すべき

２　広く市民に理解される，わかりやすい条例とする。

(1) 若年層から高齢者まで広く市民にわかりやすい，簡素・簡潔，明快な条文，構成を目指す。

(2) 他の個別条例との整合性をとりながら，自治に関する基本的事項を厳選して記載

(3) 条項数も含め，できるかぎり内容を整理

３　長く市民に親しまれる条例とする。

(1) 宇都宮の地理的環境，歴史，文化や，優れているもの，誇れるもの等を踏まえ，市民が広く共有できる内容としていく。

(2) 社会情勢等により変わりやすい個別具体的な制度等の詳細を規定するより，自治の普遍的・理念的事項を記載

３　宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容

第１　前　文

・　宇都宮市は，日光連山から続く山並みのふもと，関東平野に位置し，鬼怒川に由来する豊富な水，緑，肥沃な大地をはじめとする，恵まれた自然に支えられ，古くから二荒の杜を中心に，門前町，宿場町，城下町として発展してきたこと。
・　近年は，戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え，均衡のとれた都市として成長を続けていること。
・　この宇都宮市に住み，学び，働く私たちは，個人として，また，企業や各種団体の一員として，まちを構成するとともに，まちづくりの担い手の一人として，社会的責任を有していること。
・　私たちは，この地において，未来を見つめ，新しい何かを求め，創っていこうとする中で，互いに共通する思いとして，より住みやすいまちを構築していきたいと考えていること。
・　また，私たちは，まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち，思いやりのある社会を構築していきたいと考えていること。
・　このようなまち，社会を実現し，市民の福祉を増進していくためには，市民，企業や各種団体，市それぞれが社会に果たす役割を認識しながら，人を敬い，物を大切にする，もったいないという心を持ちつつ，協働することによって公共的活動を行い，自治を担っていくことが重要であること。
・　私たちは，市民に最も身近な自治が，どのようなものであるべきかを話し合った成果として，ここに，宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定すること。

【補足説明等】

・　私たちは，この宇都宮市ならではの幸せを求めて，住民として，または，通勤・通学者としてこの地に集っています。そこには自然とまちが生まれ，私たちはまちの一員として他の人々に迷惑をかけず，協力して幸せを目指さなくてはいけないという社会的責任を負っています。
・　私たち人間は，生きるために役立つ新しい何かを求め，なければ創り，手に入れることで幸せを感じており，私たちに共通する思いとして，より新しく，便利で，住みやすいまちを構築していきたいと考えています。
・　住みやすいまちの例としては，活力あるまち，環境に配慮したまち，新しい文化が創造されていくまちなどがあげられます。
・　また私たちは，まわりの人々に共感しながら日々の生活を送っており，自分の幸せを追求するだけではなく，やさしさをもち，まわりの人々も幸せにする

ことでさらに自らも幸せになろうとしており，やはり私たちに共通する思いとして，よりやさしさ，思いやりに満ちた社会を構築していきたいと考えています。

・　思いやりに満ちた社会の例としては,みんなが安心して幸せに暮らせるまち，共生社会などがあげられます。

・　これら住みやすいまち，思いやりのある社会の構築をはじめとした，私たちみんなが共感できる，そしてみんなで作り上げ，維持しなければならない幸せ（この条例では「福祉」という言葉を使っています。），すなわち「公共的な市民の福祉」を増やしていく（増進していく）ため，私たちは公共的活動を行います。

・　このように，公共的な市民の福祉を増進するため，みんなで公共的活動を行っている状態が,「自治」であると，この条例では考えています。

・　自治を担う者（主体）には，市役所のほか，市民や，自治会等の地域活動団体，ＮＰＯ・ボランティア，企業などがありますが，多様化した市民ニーズに応えるためには，その全てが役割分担し，人や物を大切にする精神（もったいないという心）を持って，協力しながら公共的活動を行っていく（この条例では「協働」という言葉を使っています。）必要があり，例えば介護保険法に基づく介護保険サービスはその典型です。

・　多種多様な主体が協働することによって運営される，私たちに最も身近な自治がどのようなものであるべきかを話し合った成果として，この条例を制定します。

【附帯意見等】

・　「二荒山（の杜)」については，宗教性が深く前文には適さない。

・　より住みやすいまちについては,「環境にも配慮しつつ，農・商・工のバランスをとりながら活力をもって発展していくことができる」等の例を入れても良い。

・　より思いやりのある社会については,「多種多様な人々がお互いを尊重しながら共生できていける」等の例を入れても良い。

・　なぜこの時期に，自治基本条例を制定しようとしたのかについては,「あたりまえのことをあたりまえに引き継いでいくため」も理由の一つである。

という意見がありました。

第２　総則

(1) 目的

この条例は，自治の理念を明らかにし，私たち自治を担う者の協働のあり方，権利と責務，自治の基本的な仕組みを定めることにより，市民主体のまちづくりを確立し，市民の福祉を増進していくことを目的とすること。

【補足説明等】

・　「自治の理念」,「自治を担う者の協働のあり方」,「自治を担う者の権利と責務」,「自治の基本的な仕組み」等は，総則に続く，この条例の後ろの部分で定められています。

(2) 定義

・　各主体
　市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者，その他各種団体及び市のそれぞれをいうこと。
・　市民等
　市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者及びその他各種団体をいうこと。
・　市民
　市内に住む人，働く人及び学ぶ人をいうこと。
・　地域活動団体
　自治会その他の，地域で自主的に公共的活動を行う，地域に根ざして形成された団体をいうこと。
・　非営利活動団体
　公共的な課題に関して，自主的に活動を行う団体で，前号以外の非営利に活動する団体をいうこと。
・　事業者
　市内において事業活動を行うものをいうこと。
・　市
　市議会及び執行機関により構成されるものをいうこと。
・　地域コミュニティ
　市民が集うことにより必然的に築かれる人と人とのつながりをいうこと。
・　協働
　各主体が市民の福祉の増進という共通の目標を実現するため，互いに情報を共有し合い，対等の立場に立って，相互に信頼し，理解及び尊重し合いながら，役割と責任を担い合い，お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携及び協力して，効果的に自治に取り組むことをいうこと。
・　市政
　執行機関が行い，または参加して行う行政サービスの提供その他の公共的活動をいうこと。

【補足説明等】
・　「市内に住む人」には，在住外国人が含まれます。
・　地域活動団体には，自治会，子ども会等のほか，本市では各地域に「地域まちづくり組織」が設立されており，これら全てが含まれます。
・　非営利活動団体には，非営利活動法人のほか，法人格を持たない団体，各種ボランティア団体等が含まれます。
・　協働とは，自治を担う各主体が役割分担しながら，協力して行う全ての活動

をいい，次の図のとおり，例えば市民と市役所が共同して行う部分のみならず，市民のみによって行われる部分，市のみによって行われる部分を含みます。

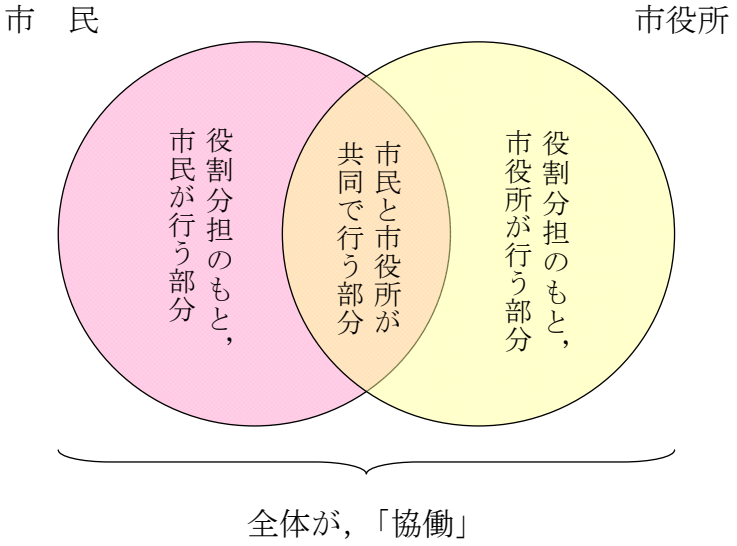

なお，本市においては，「市民協働推進指針」（平成１６年１１月），「市民協働推進計画」（平成１８年９月）に基づき，協働の推進のための取組がなされています。

(3) この条例の位置付け

市は，条例の制定，政策の実施等に当たり，この条例の趣旨を尊重しなければならないこと。

【補足説明等】

- この条例が，数多くの市の条例の中で，どのような位置を占めるものかを規定したもので，市が，条例の制定，政策の実施等にあたり，この条例の趣旨を尊重するという表現になっています。
- この条例の趣旨が尊重される理由は，この条例が，地方自治の最も根本にあり，重要な「自治の理念」,「自治の基本原則」のほか，いろいろな「制度・条例の基本的なところ」を定めているからです。
- このようなことから，この条例は，市のみならず，市民，地域活動団体，非営利活動団体，企業等，自治を担う主体全てが最も尊重すべきルールであると考えられます。

第３　自治の理念と基本原則
第１節　自治の理念

私たちは，市民主体のまちづくりを確立することで，市民の福祉をさらに増進していくことを目指すこと。

【補足説明等】
・　市民の福祉を増進していくことが，自治の目的であり，理想であることが定められています。

第２節　基本原則
(1) 自己決定，自己責任

各主体は，自ら考え，決定し，自らの発言，行動に責任を持つこと。

【補足説明等】
・　基本原則は，自治の基本理念を実現するための具体的な手段や進め方です。
・　市民自らが前向きな意識を持ち，自ら考え，決定し，自らの発言，行動に責任を持つことが，自治の原点であると考えられます。
・　そのために，私たちは日々自己研鑽に励む必要があることが，「市民の責務」の項で規定されています。

(2) 個人の尊重

各主体は，市民等の権利が尊重され，その個性及び能力が自治に生かされるよう努めること。

【補足説明等】
・　私たちは，この地域社会で生きていくために必要な権利について，お互いに大切にし，尊重し合わなければなりません。
・　また，私たちの個性や能力が地域社会に生かされるよう，お互いに工夫し，努力していかなければなりません。

(3) 協働

各主体は，自治の推進に当たり，協働することに努めること。

【補足説明等】

・　協働とは何かについて，「定義」の項で定められていますが，自治を担う全ての人々が協働して自治を進めていくべきことを定めています。

・　障害者基本法の考え方である「完全参加・参画」という言葉を使用することについては，男性・女性，高齢者・未成年者等，いろいろな属性を持った市民がいる中，障がい者に関する部分だけが強調されることを避けるため，より広く，一般的な言葉である「協働」を使用しました。

(4) 公共的活動の意思決定

・　各主体は協力して，議会における議決をはじめとして，多様な段階，方法により，公共的活動として何を行うべきかを考え，話し合い，決定していくこと。

・　各主体は協力して，計画を立てて公共的活動を行い，その結果を検証するとともに，その結果について各主体全てがそれぞれの役割・負担に応じた責任を負うこと。

【補足説明等】

・　公共的活動とは何か，どこまでを公共的活動としてみんなで行っていかなければならないかは，時代によって変化するものであることから，その時々で，みんなで話し合って決めていかなければならないことを定めたものです。

・　議会で予算を議決することで市役所が行うことができる仕事が決定されることをはじめ，例えば介護保険サービスでは，利用者と事業者が話し合って契約を結ぶ等，そのような決定はいろいろな段階，方法でなされています。

(5) 情報の共有

各主体は，個人情報の保護に配慮しつつ，それぞれが保有する公共的課題及び公共的活動に関する情報の共有に努めること。

【補足説明等】

・　協働により推進されるまちづくりにおいては，市（議会，執行機関）が市民に対して情報を公開し，提供するのみならず，市民（地域活動団体，非営利活動団体，事業者等を含みます。）も市や他の自治の主体に対し情報を公開し，提供し，各主体の間で情報を共有することが重要です。

【附帯意見等】

・　「独居高齢者の災害救助」に必要となる個人情報の提供協力等については，個別条例を制定すること等により協力義務を課していくことも，今後検討していく必要がある。

という意見がありました。

(6) 人づくり

各主体は，他者を理解し共により良く生きようとする姿勢を持ち，積極的に対話することを通して主体的に公共的課題を解決できる人材の育成を，協力して行うこと。

【補足説明等】

・　自治を担うのは，「人」です。将来の自治を担えるような，人間力豊かな人材を育成することが，自治の最も根幹にあるべきと考えられることから，本条例では，人づくりを自治の基本原則に掲げています。

・　また，子育てが，自治を担う各主体が協力して，地域社会において行われるべきであることが別項（「自助，互助，共助，公助」）で規定されています。

(7) 社会資源の利活用等

各主体は，自治の推進に当たっては，それぞれが有効に社会資源を利活用するとともに，自ら社会資源を創出し，相互に提供し合うよう努めること。

【補足説明等】

・　ここでいう「社会資源」には，人材等の「人的資源」，建物や自然環境等の「物的資源」のほか，法制度等の「制度的資源」を含みます。

・　人を敬う心や物を大切にする心は，古来「もったいない」という言葉で表現されてきましたが，その精神は自治の推進に当たり，重要なものです。

第４　市民等の権利と責務

(1) 市民の権利

- 市民は，個人として尊重され，市民としての幸せを求めていく権利を有すること。
- 市民は，まちを構成し，社会的責任を有する者として，市民の福祉の増進のため，公共的活動に参画する権利を有すること。
- 市民は，公共的活動を行うために，これに関する情報を求めることができること。
- 市民はそれぞれが，自らに応じた行政サービスを受けることができること。

【補足説明等】

- 「市民としての幸せを求めていく権利」は，日本国憲法で保障されている国民としての権利を超えた，市民としての幸せを求めていく権利が市民にはあることを規定したものです。
- また私たちは，市民の福祉を増進していくための公共的活動に参画する権利を等しく有しています。
- 「公共的活動を行うために，これに関する情報を求めることができる」ことは，協働による自治を確立するために必須であると考えられるため，定められています。私たちにはプライバシー権が認められており，誰かに情報を求めた結果,その情報が必ず与えられるわけではありませんが,自治を担う各主体は,公共的課題や公共的活動に関する情報を主体的・積極的に開示し，共有を図ることが求められます。

【附帯意見等】

- 外国人にも，義務教育を受ける権利を保障すべきである。

という意見がありました。

(2) 市民の責務

- 市民は，まちを構成し，社会的責任を有する者として自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに，自らの発言及び行動に責任を持たなければならないこと。
- 市民は，公共的活動の計画及び実施に伴う負担を分任すること。
- 市民は,公共的活動に参画し，遂行するために必要な知識の習得及び技術の向上のため，自己研鑽に努めること。

【補足説明等】

- 私たちは，市民の福祉を増進するための公共的活動に参加する責務があるとともに，自らの発言・行動に責任を持たなければなりません。
- ここでの「公共的活動の計画及び実施に伴う負担」には，各種の税金のほか，公共施設を使用する際の使用料等が含まれます。また,金銭的なものではなく，各種の会議に出席して意見を述べることや，協働事業の実施において実際に作業を行うことなど，役務の提供を含みます。
- また，私たちは，公共的活動に参画し，それらを行っていくために必要な知識を習得したり，技術を向上させたりするため，自己研鑽に努めなければなりません。
- 例えば市政に関する情報を積極的に収集し，自ら適切に判断できるように努めていく必要があります。

(3) 地域活動団体の責務

- 地域活動団体は，地域内の市民の対話を促し，市民が公共的課題を共有できるようにし，地域内の市民の意見の集約を図り，公共的活動を行うことで，地域の課題の解決に努めること。
- 地域活動団体は，それぞれが協力し，つながりを強く確かにし，情報を共有することに努めるほか，その他の各主体とも同様に協力して，つながりの強化と情報共有に努めること。

【補足説明等】

- ここでの「つながり」とは,「ネットワーク」を指しています。
- 数多くの主体により，協働によるまちづくりを進めていく上では，情報の共有と強いネットワークづくりが不可欠です。
- 地域活動団体どうし，さらには市民や非営利活動団体，企業等とも情報の共有に努め，強いネットワークを構築していくべきことを規定しています。

【附帯意見等】
・　情報共有とネットワークづくりのためには，当該団体が有する情報を積極的に発信していくことが重要である。
・　地域内に存在する数多くの地域活動団体が，地域の住民のために協力し合うことが，結果的に地域の一体感を醸成することにもなる。
・　「地域まちづくり組織」という文言は，あまりにも不明確なので入れる必要がない。
という意見がありました。

(4) 非営利活動団体の責務

・　非営利活動団体は，互いに助け合いの精神のもと，各主体を先導または補完して，市民の要望に応え，社会的使命を果たし，市民の福祉を増進するよう努めること。
・　非営利活動団体は，それぞれが協力し，つながりを強く確かにし，情報を共有することに努めるほか，その他の各主体とも同様に協力して，つながりの強化と情報共有に努めること。

【補足説明等】
・　ここでの「つながり」とは，「ネットワーク」を指しています。
・　数多くの主体により，協働によるまちづくりを進めていく上では，情報の共有と強いネットワークづくりが不可欠です。
・　非営利活動団体どうし，さらには市民や地域活動団体，企業等とも情報の共有に努め，強いネットワークを構築していくべきことを規定しています。

【附帯意見等】
・　情報共有とネットワークづくりのためには，当該団体が有する情報を積極的に発信していくことが重要である。
という意見がありました。

(5) 事業者の責務

- 事業者は，まちを構成し，社会的責任を有する一員として，自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに，自らの発言及び行動に責任を持たなければならないこと。
- 事業者は，従業員の業務と私的活動，公共的活動の調和を考慮しながら，従業員が円滑に公共的活動に参加できるよう努めること。

【補足説明等】

- 事業者は，まちを構成し，社会的責任を有する一員として，発言及び行動に責任を持つ必要があります。例えば，市民の住環境や地球環境に配慮すべきことが挙げられます。
- 事業者は，自身を構成する従業員の幸せや健康，子育て，介護等，その私的活動に十分配慮するとともに，従業員が公共的活動に円滑に参加し，地域社会に貢献できる人材として育成されていくよう努めなければなりません。
- 事業者は，地球規模の経済的競争にさらされており，上記のような事項に努めながらも，常に生産性を向上させていく必要があります。

第５　議会の役割と責務

(1) 議会の役割と責務

・　議会は，市民の意思が市政に反映され，市民全体の福祉の増進が図られるよう努めること。
・　議会は，市政運営が適正に行われるよう調査，監視するとともに，政策立案等を行うこと。
・　議会は，市民に積極的に情報を提供することにより，情報の共有を図るとともに，説明責任を果たすよう努めること。

【補足説明等】

・　協働によるまちづくりを進めていくためには，議会が公開し提供している情報を，市民も十分にチェックしていくことが重要です。
・　現在，宇都宮市議会では，広報紙「あなたと市議会」を発行しているほか，ケーブルテレビ中継，ホームページによる情報提供を行っています。また，市議会は傍聴することができます。

(2) 議員の責務

・　議員は，市民の代表者として，市民全体の福祉の増進を図るため，自らの役割と責務を認識し，公正かつ誠実に職務を遂行すること。
・　議員は，市民全体の福祉の増進を図るという目的のため，自己研鑽に努めること。
・　議員は，自らの議員活動の状況について，積極的に市民に情報を公開することに努めること。

【補足説明等】

・　議員も，市民と同様，自己研鑽に努めるべきことが定められています。
・　また議員は，市民の代表者としての職務の性質上，自らがどのような議員活動を行っているかを市民に積極的に情報公開することで，より多くの市民が議員に対して積極的に交流を図り，情報共有ができるように努めるべきことが定められています。

第６　執行機関の役割と責務

(1) 執行機関の役割と責務

- 執行機関は，市の事務を公正かつ誠実に管理し，執行すること。
- 執行機関は，市長のもと，市民の意向の把握に努めるとともに，執行機関相互に連携を図り，総合的な行政サービスを提供すること。
- 執行機関は，市民全体の福祉の増進を図るため，資源及び財源を有効に活用しながら，効果的かつ効率的な行財政運営を行うこと。
- 執行機関は，政策の立案，実施及び評価に当たり，情報を積極的かつ速やかに提供するよう努めることにより，市民との情報の共有を図るとともに，市民への説明責任を果たすこと。

【補足説明等】

- 執行機関は，市民の意向を把握しながら，部局毎に相互に連携を図り，一体となって，総合的な行政サービスを提供することが定められています。
- また，社会資源を利活用しながら，効果的・効率的に市政運営に努めるべきことが定められています。
- さらに，協働のまちづくりを担う一つの主体として，積極的に市民との情報共有を図り，説明責任を果たすべきことが定められています。

(2) 市長の責務

- 市長は，市の代表者として，市民の信託にこたえ，公正かつ誠実に市政を執行すること。
- 市長は，市民全体の福祉の増進を図るため，資源及び財源を有効に活用しながら，効果的かつ効率的な行財政運営を行うこと。
- 市長は，市民全体の福祉の増進を図るという目的のため，自己研鑽に努めること。

【補足説明等】

- 市長も，市民と同様，自己研鑽に努めるべきことが定められています。

(3) 職員の責務

- 職員は，市民全体のために働く者として，公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- 職員は，市民全体の公共的な福祉の増進を図るため，資源及び財源を有効に活用しながら，効果的かつ効率的に職務を遂行すること。
- 職員は，職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上のため，自己研鑽に努めること。
- 職員は，自らも地域の一員であることを自覚し，市民としての責務を果たすとともに，協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとすること。

【補足説明等】

- 職員も，市民と同様，自らの職務遂行に必要な知識の習得，技能の向上のため，自己研鑽に努めるべきことが定められています。
- また，市職員は，市政を実行する者として，協働によるまちづくりの推進に配慮しながら職務を遂行すべきことが定められています。

第７　参画と協働

（1）自助，互助，共助，公助

・　市民は，自らできることは自ら，家庭，地域コミュニティや地域活動団体の中でできることはその中で，他の各主体と協力して対応しなければできないことは，各主体と適切に役割と責任を担い合って行わなければならないこと。
・　市民は，地域コミュニティ及び地域活動団体が自治の原点であることを認識し，地域コミュニティ及び地域活動団体がより強く，確かなものとなるよう，世代や文化を超えてまわりの人々と対話し，公共的課題を共有するとともに，その解決に貢献するよう努めなければならないこと。
・　市民等は，人づくりの要となる子育てが地域社会における各主体の連携の下に行われるよう協力していかなければならないこと。

【補足説明等】

・　自治は，自分の身の回りの小さな範囲から始めるべきことが定められています。
・　地域コミュニティや地域活動団体は自治の原点であり，市民が，世代を超え，また，国際共生の考え方のもと，文化を超えて，まわりの人々と対話することを通じて，公共的活動に協力していくべきことを定めています。
・　また，子育てが，地域における市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者等，各種の主体の協力のもと行われるべきことを定めています。

(2) 地域主体のまちづくり

・　地域主体のまちづくりを進めるに当たっては，各主体は協力して，小学校区等を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分を行いながら取り組んでいくこと。
・　執行機関は，適正な地域区分に基づき，地域の総合的な行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充や,市民との協働の推進等,住民主体の地域づくりを進めること。

【補足説明等】

・　自治を行うにあたり，適切な地域区分は重要なことですが，現在，各種の公共的活動に応じ数多くの地域区分がなされており，地域における各主体が協力して合理的な地域区分を行った上で，まちづくりを行っていくべきことが定められています。
・　宇都宮市においては，歴史的に，中央部が小学校区，周辺部が中学校区を基本とした地域区分のもと地域活動団体その他の各種団体が連携していますが，これから地域主体のまちづくりを進めるにあたっては，住民の生活圏に配慮した地域区分を理想とすべきことを定めています。

(3) 協働の推進

・　執行機関は，この項，次の項（附属機関等）及びその次の項（住民投票）に定めるもののほか，市民の多様な参画の機会を整備すること。
・　執行機関は，市の基本的な政策等の策定に当たっては，事前に案を公表して，市民の意見を募り，それらの意見を考慮して意思決定すること。
・　執行機関は，市民の自主的な活動を尊重するとともに，協働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じること。

【補足説明等】

・　本市では，パブリックコメント制度実施要綱（平成１４年４月１日施行）に基づき，次に掲げるもののうち，市民生活に広く影響を与え，必要と認められるものにつき，パブリックコメントを実施しています。
(1)　総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画,個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画又は大規模な拠点開発及び施設整備計画の策定又は改定
(2)　市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し，権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収並びに分担金,使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。)の制定又は改廃に係る基本となる方針

(4) 附属機関等

・　附属機関や懇談会等（以下「附属機関等」といいます。）の会議は，特段の理由がある場合を除き，公開すること。
・　執行機関は，附属機関等の委員の選任に当たっては，その設置の目的に適する場合，委員の全部または一部を公募すること。

【補足説明等】

・　本市では,「審議会，委員会制度の改善に関する指針」,「附属機関等の会議の公開に関する要領」,「附属機関等の公募に関する要領」に基づき，原則として会議を公開し，公募委員を導入するとともに，女性委員の割合の向上に努めています。

(5) 住民投票

・　市長は，市政に係る重要な事項について，広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは，条例で定めるところにより，住民投票を実施することができること。 ・　前項の条例は，それぞれの事案に応じ，住民投票に付すべき事項，投票の手続，投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めること。 ・　議会及び市長は，前２項の定めにより住民投票を実施した場合は，その結果を尊重すること。

【補足説明等】

・　住民の意思を確認する必要があると認められるときに，住民投票に関する条例を設置して，それぞれの事案に応じて実施事項を定めることができる「個別設置型」を規定しています。

【附帯意見等】

・　住民投票の投票資格権者の年齢要件については，「成年」であることが適当であるが，住民投票を実施する際に個別に設置する条例の中で投票資格者要件も定めることから，自治基本条例に定める必要はない。

という意見がありました。

第８　市政運営の基本事項

(1) 総合的な市政運営

・　市長は，長期的な展望に立った総合計画を策定し，総合的かつ計画的な市政運営を行うこと。
・　執行機関は，総合計画の基本的な方向に沿って，効果的かつ効率的に政策を推進すること。

【補足説明等】
・　本市では，基本構想，基本計画，実施計画の３層構造からなる総合計画を策定し，総合的で計画的な市政運営を行っています。

(2) 財政運営

市長は，財源を効果的かつ効率的に活用し，自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより，財政の健全性の確保に努め，市政が持続的に発展していくよう努めること。

【補足説明等】
・　本市では，「宇都宮市『財政事情』の作成及び公表に関する条例」に基づき，財政に関するわかりやすい資料として「財政事情」を作成して公表しています。
・　また，５年を計画期間とする「中期財政計画」を作成し，毎年見直して公表するとともに，バランスシートや行政コスト計算書を作成し，広報紙に掲載しています。

(3) 市政運営の評価

・　執行機関は，施策，事業等の成果を市民に明らかにし，効果的かつ効率的な市政運営を行うため，最もふさわしい方法により施策，事業等の評価を実施し，その結果を公表すること。
・　執行機関は，各主体と協力しながら，最もふさわしい方法により協働のまちづくりの趣旨にのっとった事業等の評価を実施し，その結果を公表すること。

【補足説明等】
・　本市では，市（執行機関）が行う事務事業・施策に関し，事務事業評価・施策評価を実施し，ホームページ等で公表しています。
（・　また本市では，市民と市が協働で実施している事業について，市民協働事

業評価を実施し，公表しています。）（平成１９年１２月現在，評価作業中）

(4) 執行機関の組織

執行機関は，その組織を，市民に分かりやすく，効率的かつ機動的なものとし，社会情勢の変化及び市民が必要とする行政サービスに的確に対応できるよう編成すること。

【補足説明等】
・　本市においては,「宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき，人事・組織の状況をホームページ等で公表しています。

【附帯意見等】
・　職員の「専門性」を重視する人事方針が必要である。
・　地元をよく知る職員を地区市民センターに長く配置することは，地域にとってありがたいこと。地元には，地元に溶け込んだ職員が必要である。
という意見がありました。

(5) 行政手続

執行機関は，市民の権利利益の保護に資するため，別に条例で定めるところにより,処分,行政指導及び届出に関する手続に関する基準を明らかにし，公正で透明な行政手続の確保に努めること。

【補足説明等】
・　ここでいう条例とは,「宇都宮市行政手続条例」（平成８年１２月１９日制定）を指します。

(6) 条例の制定及び活用

執行機関は，法令の解釈及び運用に当たっては，この条例の趣旨にのっとり，市民の福祉の増進を目的に行うよう努めること。

【補足説明等】
・　市は，条例の制定，政策の実施等に当たり，この条例の趣旨を尊重しなければならないことは別の項で定められていますが，さらに，法令（市の条例を含みます。）の解釈及び運用においては，市民の福祉の増進を目的とすることを定めています。

(7) 法令の遵守

執行機関は，公正かつ民主的な市政運営を実現するため，法令遵守体制を構築しなければならないこと。

【補足説明等】

・ 条例を制定し，運用することで市政を行っていく執行機関においては，法令遵守体制を構築することは極めて重要なことであり，それについて定めています。

(8) 国及び他の地方公共団体との連携及び協力

市は，共通する課題を解決するため，国および関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めること。

【附帯意見等】

・ 特に県内における共通課題の解決に当たっては，本市は，県都としてのリーダーシップを発揮しながら積極的に連携及び協力を図るよう努めることが重要である。

という意見がありました。

４　おわりに

今回，会議では，宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める条例として，この自治基本条例に何を盛り込むべきかを検討しました。この提言書の内容が，執行機関における条例案の策定と議会の議決を経て，条例となったとき，私たちは，宇都宮市の自治を担う私たち全てに共通するルールを持つことになります。

しかしながら，この条例を制定することは一つの通過点であり，この条例に基づき，市民主体のまちづくりを確立するための取組が実際になされ，そして市民福祉の増進が図られていくことこそが本当に大切であると考えます。

なお，この条例は市の自治の最も根本にあり，大切な自治の理念，基本原則のほか，いろいろな制度や条例の基本的なところが記載されているものであり，新たに市が条例や制度をつくったり，政策を実施したりする際には，自然と尊重されることになるものであることから，市の各種条例，規則等の冒頭に位置付けられるべきものであると考えます。

会議としては，この報告書の趣旨が十分に活かされた条例が制定されることを，強く期待します。

参考資料１　宇都宮市自治基本条例を考える会議委員名簿

(1) 第１～８回（平成１８年６月～平成１９年２月）

（区分ごと氏名 50 音順（議員は議席番号，市職員は行政機構順））

	区分	氏名	職　名	備　考
1	(1) 学識経験を有する者	井上　豊彦	作新学院大学総合政策学部 学部長	
2		藤本　信義	宇都宮大学工学部 教授	会　長
3		増井　瑞穂	弁護士	
4	(2) 関係団体を代表する者	阿部　将樹	宇都宮市社会福祉協議会 常務理事	
5		鎌倉　三郎	宇都宮市民憲章推進協議会 会長	
6		佐々木　英明	宇都宮市自治会連合会 会長	
7		添田　包子	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長	
8		簗　郁夫	宇都宮商工会議所 会頭	
9		渡辺　寿一	地域まちづくり組織 代表	
10	(3) 公募により選出された市民	浅野　政一		一般公募
11		梅林　孟		
12		片岡　猪三郎		
13		片桐　梓		
14		川嶋　和子		
15		郡司　紀子		
16		小針　協子		
17		酒井　昭二		
18		髙山　裕介		
19		田中　美希		
20		船津　祥		
21		本田　崇広		
22		阿久津　和哉	宇都宮青年会議所 理事	団体代表公募
23		大矢　裕啓	宇都宮市ＰＴＡ連合会 会長	
24		川又　康之亮	栃木県農業者懇談会 会長	
25		佐藤　六夫	宇都宮市老人クラブ連合会 会長	
26		陣内　雄次	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	
27		砂長　勉	連合栃木宇河地域協議会 事務局長	
28		寺﨑　保史	宇都宮中央地区防犯協会 会長	
29		中島　里美	宇都宮市国際交流協会	
30		中山　慶惠子	男女共同参画を目指すうつのみや市民会議 事務局長	
31		松本　カネ子	宇都宮ボランティア協会 会長	
32		山野井　暉	宇都宮市体育協会 会長	

	区分	氏名	職　名	備　考
33	(4) 市議会議員	金沢　力	宇都宮市議会議員	
34		半貫　光芳	〃	
35		熊本　和夫	〃	
36		大竹　清作	〃	副会長
37		福田　浩二	〃	
38		中山　勝二	〃	
39	(5) 市職員	五井渕　治夫	宇都宮市行政経営部長	
40		高井　徹	〃　行政経営部行政経営課長	
41		横松　薫	〃　総合政策部長	
42		手塚　英和	〃　総合政策部政策審議室長	
43		砂川　幹男	〃　自治振興部長	
44		柴田　賢司	〃　自治振興部みんなでまちづくり課長	

(2) 第９～　　回（平成１９年７月～平成　　年　　月）

（区分ごと氏名 50 音順（議員は議席番号，市職員は行政機構順））

	区分	氏名	職　名	備　考
1	(1) 学識経験を有する者	井上　豊彦	作新学院大学総合政策学部 学部長	
2		藤本　信義	宇都宮大学 名誉教授	会長
3		増井　瑞穂	弁護士	
4	(2) 関係団体を代表する者	伊藤　誠	地域まちづくり組織 代表	
5		大竹　泰二	宇都宮市社会福祉協議会 副会長	
6		鎌倉　三郎	宇都宮市民憲章推進協議会 会長	
7		佐々木　英明	宇都宮市自治会連合会 会長	
8		添田　包子	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長	
9		簗　郁夫	宇都宮商工会議所 会頭	
10	(3) 上河内・河内自治会議から選出した市民	佐藤　和男	上河内自治会議委員	
11		須藤　貢	河内自治会議委員	
12		西岡　隆義	〃	
13		古橋　正好	上河内自治会議委員	
14	(4) 公募により選出した市民	浅野　政一		一般公募
15		梅林　孟		
16		片岡　猪三郎		
17		片桐　梓		
18		川嶋　和子		
19		郡司　紀子		
20		小針　協子		
21		酒井　昭二		
22		髙山　裕介		
23		田中　美希		
24		船津　祥		
25		本田　崇広		
26		阿久津　和哉	宇都宮青年会議所 理事	団体代表公募
27		大矢　裕啓	宇都宮市ＰＴＡ連合会 顧問	
28		川又　康之亮	栃木県農業者懇談会 常任顧問	
29		佐藤　六夫	宇都宮市老人クラブ連合会 会長	
30		陣内　雄次	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	
31		砂長　勉	連合栃木宇河地域協議会 事務局長	
32		寺﨑　保史	宇都宮中央地区防犯協会 会長	
33		中島　里美	宇都宮市国際交流協会	
34		中山　慶惠子	男女共同参画を目指すうつのみや市民会議 事務局長	
35		松本　カネ子	宇都宮ボランティア協会 会長	
36		山野井　暉	宇都宮市体育協会 会長	

	区分	氏名	職　名	備　考
37	(5) 市議会議員	郷間　康久	宇都宮市議会議員	
38		櫻井　啓一	〃	
39		小林　紀夫	〃	
40		渡辺　通子	〃	
41		塚原　毅繁	〃	
42		山本　直由	〃	副会長
43	(6) 市職員	福田　幹雄	宇都宮市行政経営部長	
44		馬嶋　孝	〃　行政経営部行政経営課長	
45		横松　薫	〃　総合政策部長	
46		柴田　賢司	〃　総合政策部政策審議室長	
47		砂川　幹男	〃　自治振興部長	
48		森山　和夫	〃　自治振興部みんなでまちづくり課長	

(3) 分科会（平成１９年８～１１月）

（区分ごと氏名 50 音順（議員は議席番号，市職員は行政機構順））

第１分科会（前文，総則，自治の理念・基本原則）

	区分	氏名	職　名	備　考
1	⑴学識経験を有する者	井上　豊彦	作新学院大学総合政策学部 学部長	
6	⑵関係団体を代表する者	鎌倉　三郎	宇都宮市民憲章推進協議会 会長	
10	⑶上河内・河内自治会議から選出した市民	佐藤　和男	上河内自治会議委員	
11		須藤　貢	河内自治会議委員	
19	⑷公募により選出した市民	郡司　紀子		広報班
20		小針　協子		世話人（正）・広報班
25		本田　崇広		
27		大矢　裕啓	宇都宮市ＰＴＡ連合会 顧問	世話人（副）
28		川又　康之亮	栃木県農業者懇談会 常任顧問	
29		佐藤　六夫	宇都宮市老人クラブ連合会 会長	
34		中山　慶惠子	男女共同参画を目指すうつのみや市民会議 事務局長	
37	⑸市議会議員	郷間　康久	宇都宮市議会議員	
42		山本　直由	〃	副会長
43	⑹市職員	福田　幹雄	宇都宮市行政経営部長	
46		柴田　賢司	〃　総合政策部政策審議室長	

第２分科会（市民・市議会・執行機関の役割・権利・責務）

	区分	氏名	職　名	備　考
3	⑴学識経験を有する者	増井　瑞穂	弁護士	
4	⑵関係団体を代表する者	伊藤　誠	地域まちづくり組織 代表	
8		添田　包子	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長	
13	⑶上河内・河内自治会議から選出した市民	古橋　正好	上河内自治会議委員	
15	⑷公募により選出した市民	梅林　孟		
16		片岡　猪三郎		広報班
22		髙山　裕介		
24		船津　祥		世話人（正）
26		阿久津　和哉	宇都宮青年会議所 理事	
31		砂長　勉	連合栃木宇河地域協議会 事務局長	世話人（副）
33		中島　里美	宇都宮市国際交流協会	
36		山野井　暉	宇都宮市体育協会 会長	
38	⑸市議会議員	櫻井　啓一	宇都宮市議会議員	
40		渡辺　通子	〃	広報班
45	⑹市職員	横松　薫	宇都宮市総合政策部長	
48		森山　和夫	〃　自治振興部みんなでまちづくり課長	

第３分科会（市政運営の仕組み）

	区分	氏名	職　名	備　考
2	⑴学識経験を有する者	藤本　信義	宇都宮大学 名誉教授	会長
5	⑵関係団体を代表する者	大竹　泰二	宇都宮市社会福祉協議会 副会長	
7		佐々木　英明	宇都宮市自治会連合会 会長	
9		簗　郁夫	宇都宮商工会議所 会頭	
12	⑶上河内・河内自治会議から選出した市民	西岡　隆義	河内自治会議委員	
14	⑷公募により選出した市民	浅野　政一		広報班
17		片桐　梓		
18		川嶋　和子		広報班
21		酒井　昭二		世話人（正）
23		田中　美希		
30		陣内　雄次	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	世話人（副）
32		寺﨑　保史	宇都宮中央地区防犯協会 会長	
35		松本　カネ子	宇都宮ボランティア協会 会長	
39	⑸市議会議員	小林　紀夫	宇都宮市議会議員	
41		塚原　毅繁	〃	世話人（副）
44	⑹市職員	馬嶋　孝	宇都宮市行政経営部行政経営課長	
47		砂川　幹男	〃　自治振興部長	

(4) 広報班（平成１９年８月～平成　　年　　月）

（区分ごと氏名 50 音順）

	区分	氏名	職　名	備　考
14	(4) 公募により選出した市民	浅野　政一		第３分科会
16		片岡　猪三郎		副班長，第2分科会
18		川嶋　和子		第３分科会
19		郡司　紀子		第１分科会
20		小針　協子		班長，第1分科会
40	(5)市議会議員	渡辺　通子	宇都宮市議会議員	第２分科会

(5) 提言書検討委員会（平成１９年１２月～平成　　年　　月）

（区分ごと氏名 50 音順）

	区分	氏名	職　名	備　考
1	(1)学識経験を有する者	井上　豊彦	作新学院大学総合政策学部 学部長	委員長
20	(4) 公募により選出した市民	小針　協子		第1分科会世話人（正）
21		酒井　昭二		第3分科会世話人（正）
24		船津　祥		副委員長,第2分科会世話人(正)
27		大矢　裕啓	宇都宮市ＰＴＡ連合会 顧問	第1分科会世話人（副）
30		陣内　雄次	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	第3分科会世話人（副）
31		砂長　勉	連合栃木宇河地域協議会 事務局長	第2分科会世話人（副）
41	(5) 市議会議員	塚原　毅繁	宇都宮市議会議員	第3分科会世話人（副）

平成１８年度検討の経過

	第１回 (平成18年6月23日)	第２回 (平成18年7月13日)	第３回 (平成18年8月10日)	第４回 (平成18年8月31日)	第５回 (平成18年9月27日)	第６回 (平成18年11月9日)	第７回 (平成19年1月23日)	第８回 (平成19年2月21日)
前提となる知識の共有化	●勉強会 「自治基本条例とは何か」	●勉強会 「自治基本条例の制定状況」 「市政運営の状況」	●勉強会 「ワークショップの進め方」					
会議の進め方		（話し合うテーマのアンケートの実施）	●ワークショップ 「良い会議・悪い会議」 → （前回のまとめ）					
自治基本条例の必要性・意義			●ワークショップ 「市民主体のまちづくりをさらに進めるためには」	●ワークショップ 「自治基本条例の必要性・意義について」	●グループ協議 （前回のまとめ）	●全体協議 （会議全体として条例の必要性があることを確認）		
自治基本条例に盛り込みたい事　項			（条例のあり方・位置付け，条例に盛り込みたい事項に関する意見）		●ワークショップ 「自治基本条例に盛り込みたい事項について」	●グループ協議 （前回のまとめ）		
自治基本条例の基本的な考え方						●グループ協議 「条例の基本的な考え方・骨格」	●グループ協議，全体協議 「条例の基本的な考え方について」	

平成18年度の検討結果のまとめ

平成１９年度検討の経過

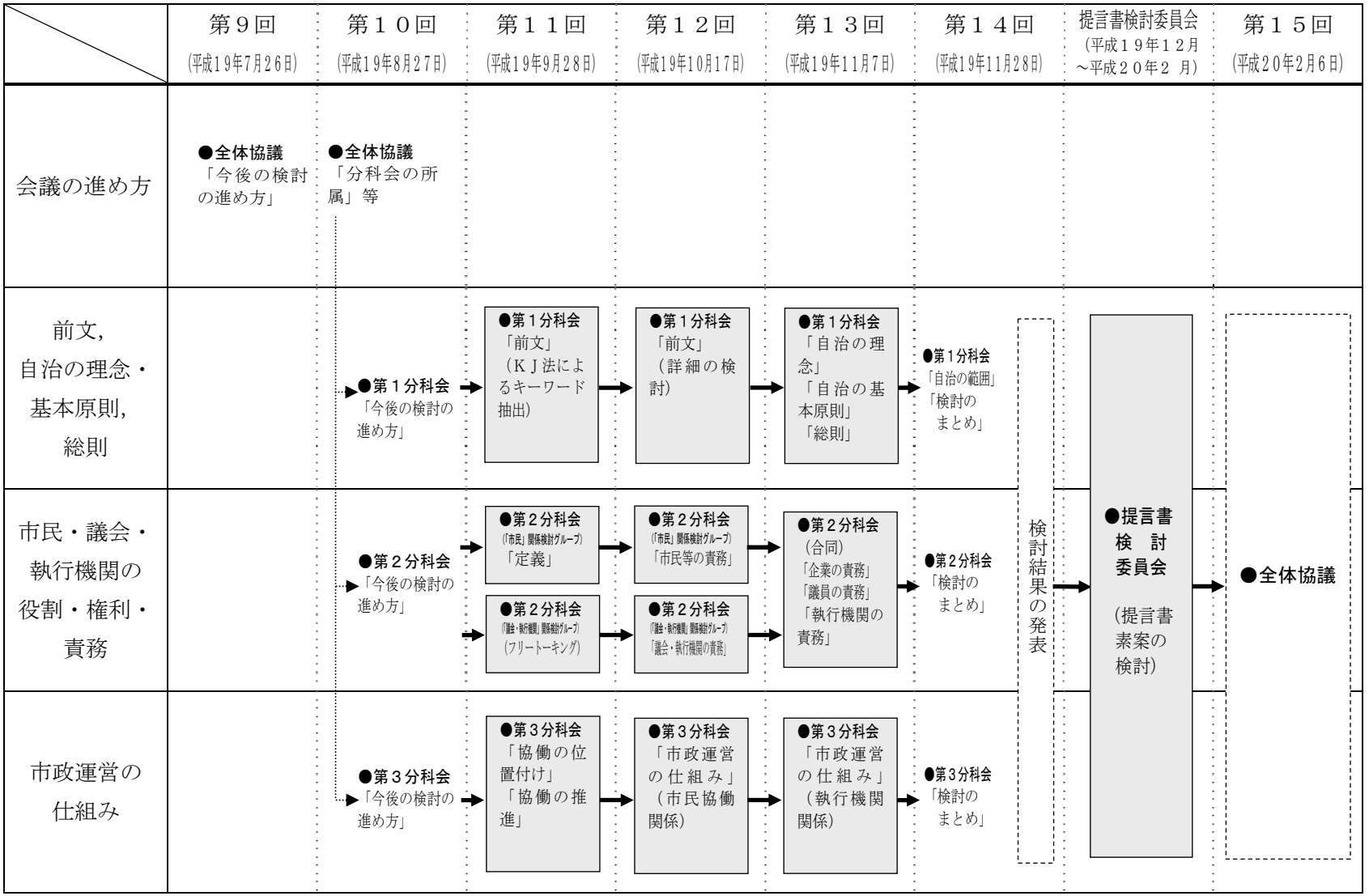

宇都宮市行政経営部行政経営課
行政改革グループ
〒320-8540 宇都宮市旭１丁目１番５号
電　　話:028-632-2035
ファックス:028-632-5425
E-mail:u2105@city.utsunomiya.tochigi.jp